

通信・放送の総合的な法体系の在り方＜平成20年諮問第14号＞
答申（案）に対する意見

平成21年7月21日

総務省情報通信国際戦略局
情報通信政策課 御中

（名称）
経済産業省
（代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
情報経済課長 前田 泰宏
〒100-8901 東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1

「通信・放送の総合的な法体系の在り方＜平成20年諮問第14号＞
答申（案）」について、別添のとおり意見を提出します。

通信・放送の総合的な法体系の在り方〈平成20年諮問第14号〉
答申（案）に対する意見（要旨）

平成21年7月21日
経済産業省

【法体系見直しの必要性】

- 現行の通信・放送の規制は、通信（市場独占性）・放送（電波の希少性）の特殊性に起因する規制であり、これらの規制を、インターネットに代表される自由なビジネス領域まで対象範囲を拡大すべきではない。

【伝送設備規律】

- 産業の国際競争力強化という視点から、電波の有効利用やITインフラ間の競争の促進が重要であり、電波の二次利用の促進等の制度見直しが必要である。

【紛争処理機能の拡大】

- レイヤーを跨ぐ事業間の紛争については、一般的な紛争処理規律で対応すべき問題である。

【総括】

- 情報化社会の進展に伴う制度的課題は、通信・放送の規律など特定の観点からのみ検討すべきではなく、IT戦略本部決定に基づき設置される「デジタル利活用のための重点点検専門調査会」のような府省横断的な場において、検討作業を行うべきである。

以上

通信・放送の総合的な法体系の在り方＜平成20年諮問第14号＞
答申（案）に対する意見

平成21年7月21日
経済産業省

- ITの進歩によるデジタル化、ブロードバンド化、IP化の進展を背景として、「通信・放送」とインターネットに代表される「コンピュータネットワーク」、さらには「通信」と「放送」の融合・連携が進みつつある。
- このような中で、情報・通信は、我が国の経済活動の重要な基盤となり、製造業や金融業等既存産業の企業活動のみならず、電子商取引、コンテンツ（音楽・映像）提供、さらには遠隔医療、遠隔教育、電子政府（自治体）、個人のブログ等の情報発信といったITを活用したサービス、新ビジネスが本格化しつつある。
- 企業を中心とした通信・放送サービスのユーザー、「通信・放送」と融合・連携するコンピュータネットワーク及びコンテンツ産業を所掌する当省としては、より自由で高度な情報・通信の活用、新たなビジネスの円滑な展開等を通じ、我が国の経済産業の発展を促進することが重要と考える。この観点から、以下のとおり意見を提出する。

項目	意見
1. 法体系見直しの必要性	<ul style="list-style-type: none">○ 今般の再編法における法体系の見直しは、既存9本の通信・放送関連法体系が複雑かつわかりにくく、透明性・整合性が欠如した体系となっており、ビジネス展開上支障をきたしかねない現状を踏まえて見直しを行うものであり、通信・放送の既存法体系の範囲内で整理・合理化が行われるべきものである。○ したがって、今回の見直し再編に当たっては、自由な経済活動と技術進歩を促進する観点から、必要最小限のものとするとともに、制度のわかりやすさと透明性を確保したものにする必要がある。

	<p>○ また、現行の通信・放送の規制は、通信（市場独占性）・放送（電波の希少性）の特殊性に起因する規制であり、これらの規制を、インターネットに代表される自由なビジネス領域まで対象範囲を拡大すべきではない。むしろ、これらの領域及びこれらに融合しつつある領域（一部の通信・放送）においては、現実社会のビジネスの延長として、一般法が基本的に適用されることを原則とすべきである。</p>
<p>2. 伝送設備規律</p> <p>(1) 電波利用の柔軟化</p> <p>(2) 民間の創意工夫を生</p>	<p>○ 無線技術等を用い消費者のニーズにきめ細かく応えようとするサービスなどの分野で、各国間の競争が激化しつつある。</p> <p>このため、産業の国際競争力強化という視点から、電波の有効利用やITインフラ間の競争の促進が重要であり、具体的には、以下のような制度見直しが必要である。</p> <p><イノベーション促進に係る制度設計の具体例></p> <p>－ 電波の二次利用の促進</p> <p>割り当てられた周波数のうち、時間帯・エリアの別、若しくは技術進歩などによって余裕の生まれつつある帯域や出力が小さく干渉・妨害の可能性の少ない電波を、他の事業者との共用や貸与に供することができるような制度の導入、規制の緩和などにより、新たなビジネスの創出を促進する。</p> <p>－ 電波の用途規制の大括り化</p> <p>免許時における利用目的の大括り化と免許後の利用目的の変更の手続きの簡素化によって、割り当てられた周波数帯域の用途制限を事実上緩和することを通じ、無線技術を活用した関連ビジネスの幅を広げ、新たなビジネスの創出を促進する。</p> <p>－ 新技術導入面での手続きの簡素化</p> <p>一定の帯域・用途の範囲内、かつ一定の混信温度等の条件</p>

<p>かした新技術導入の促進</p>	<p>の遵守を前提に、試行的に電波の利用ができるモラトリアム期間を設定するとともに、正式免許への移行手続きを簡素化することなどによって、行政手続体力の弱いベンチャー企業等に対しても無線技術を活用した新サービス創出を積極的に促進する。</p>
<p>6. 紛争処理機能の拡大</p>	<p>○ 電気通信紛争処理委員会は、特に通信事業のボトルネック性、特殊性に鑑みて電気通信事業者同士の紛争を処理することを目的とした組織であり、レイヤーを跨ぐ事業者間の紛争（例えば、インターネットによって映像コンテンツを配信する事業者とインターネット伝送網を管理する電話会社間や、コンテンツ保有者と有線テレビジョン放送事業者等コンテンツ流通事業者間の紛争）については、一般的な紛争処理規律で対応すべき問題である。</p>
<p>総括</p>	<p>○ 情報化社会の進展に伴う制度的課題は、通信・放送事業規制の在り方に止まらず、プライバシー保護の在り方、知的財産権の在り方、競争政策・民事紛争解決の在り方、青少年の健全な育成の在り方等極めて広範・多岐にわたるものであり、全府省が一致協力して取り組むべき重大な課題を多く孕んでいる。</p> <p>○ こうした課題については、通信・放送の規律など特定の観点からのみ検討すべきではなく、政府を挙げて、全省庁で連携を取りながら進めることが必要である。7月6日のIT戦略本部（本部長：内閣総理大臣）で決定された「i—Japan戦略2015」において、デジタル技術・情報の利活用を阻むような規制・制度・慣行等の重点点検を行うための「デジタル利活用のための重点点検専門調査会」を設置することとされており、このような府省横断的な検討の場において、検討作業を行うべきである。</p>

以上